

氷見市芸術文化振興激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的、自発的な文化活動を促進し、地域に根ざした芸術文化の振興を図るため、これらの活動をする団体又は個人に予算の範囲内で激励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体又は個人とする。ただし、芸術文化の振興に寄与した団体又は個人で市長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 市内に在住する者（この号において「対象市民」という。）又は市内に活動拠点を有し、対象市民が主体となって活動する団体
- (2) 公的機関又は公的な団体等が主催する全国規模の大会等（以下「大会」という。）に予選会その他の選考（以下「予選会等」という。）を経て出場するもの又は予選会等を経ないで出場・出展することが可能な大会において当該大会の規定による上位の賞を受賞（以下「上位入賞」という。）したもの

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは、激励金の対象としない。

- (1) 氷見市の設置した小中学校の教育課程内の活動により前項第2号に規定する大会に出場するもの
- (2) 営利を目的として活動する団体又は個人

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人出場の場合 1人当たり 1万円
- (2) 団体出場の場合 30人以上 30万円

2 前項に規定する団体出場の場合の人員は、大会の実施要項等に基づく大会出場者数とし、30人に満たない場合は、個人出場の場合の額により算出するものとする。

(交付の申請)

第4条 激励金の交付を受けようとするものは、氷見市芸術文化振興激励金交付申請書（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げるものの区分に従い、中欄に掲げる書類を添付し、右欄に掲げる時期に市長に提出しなければならない。

区分	添付書類	提出時期
大会に予選会等を経て出場するもの	大会の実施要項等及び予選会等の結果報告書又は大会出場決定通知書	大会の出場決定後速やかに
大会に予選会等を経ないで出場・出展し、上位入賞したもの	大会の実施要項等及び入賞者、入賞人数その他の事項が記載されることにより上位入賞したことが分かる書類	入賞決定後速やかに

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査して当該申請に係る激励金の額を決定し、氷見市芸術文化振興激励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第6条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに氷見市芸術文化振興激励金実績報告書(様式第3号)に大会結果報告書等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、大会に予選会等を経ないで出場・出展し、上位入賞したものについては、実績報告書の提出を要しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

氷見市芸術文化振興激励金交付申請書

年 月 日

氷見市長あて

住 所

団体名又は氏名

代 表 者 氏 名 ㊟

連 絡 先

氷見市芸術文化振興激励金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 大会名

2 開催期日

3 開催地

4 出場者住所氏名

*大会の実施要項等及び（1）又は（2）を添付すること。

（1）予選会等を経て出場するものは、予選会等の結果報告書又は大会出場決定通知書

（2）予選会等を経ないで出場・出展し、上位入賞したものは、入賞者、入賞人数その他の事項が記載されることにより上位入賞したことが分かる書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

交付対象者

（交付決定者氏名） 様

氷見市長

氷見市芸術文化振興激励金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった氷見市芸術文化振興激励金交付申請について氷見市芸術文化振興激励金交付要綱第5条の規定により、激励金の交付を決定しましたので通知します。

1 交付決定金額

2 交付期日

3 交付場所

4 その他

様式第3号（第6条関係）

氷見市芸術文化振興激励金実績報告書

年 月 日

（報告先）氷見市長あて

住 所

団体名又は氏名

代 表 者 氏 名

㊟

連 絡 先

下記のとおり出場しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 大会名

2 開催期日

3 開催地

* 出場した大会の結果報告書等を添付すること。ただし、予選会等を経ないで出場・出展し、上位入賞した場合は、添付を要しない。